

平成27年6月19日

監査報告書

国立大学法人筑波大学

学長 永田 恭介 殿

国立大学法人筑波大学

監事

佐藤 裕一郎 (佐藤)

監事

井原 宏 (井原)

国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条が準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに、理事等から業務処理の状況を聴取するとともに、資料の提出を求め、業務の状況を把握しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表及び決算報告書は適正であることを認めます。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 業務が法令等に従って適正に実施されるとともに、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (4) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用に努めているものと認めます。
- (5) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。